

京都市告示第334号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年10月11日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久多広河原線	左京区久多宮の町559番地地先内	旧	メートル 52.50	メートル 3.95 ~ 6.50
		新	52.50	10.69 ~ 24.78
	左京区久多宮の町655番地の1地先から 同町658番地の1地先まで	旧	10.90	5.20 ~ 6.00
		新	10.90	4.90 ~ 8.35

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉7号線	左京区岩倉西河原町74番地地先から 同町72番地地先まで	旧	メートル 28.10	メートル 4.00 ~ 4.30
		新	28.10	4.00 ~ 5.68

嵯峨野経10号線	右京区嵯峨野神ノ木町40番地の2地先から	旧	53.90	3.15 ~ 4.90
	同町36番地の5地先まで	新	53.90	6.00 ~ 9.84

(建設局土木管理部道路明示課)